

11条BOD検査

1. 11条BOD検査とは？

浄化槽の設置工事や保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常な機能を発揮しているかどうかを**公的に毎年1回判定する検査**です。

2. どのような検査を行うか？

外観検査 . . . 設置の状況や稼働状況・使用の状況などの検査を行う。

水質検査 . . . PH・DO・透視度・残留塩素濃度・BODの測定を行う。

書類検査 . . . 保守点検記録・清掃記録などの書類の審査を行う。

3. 浄化槽の保守点検との違いは？

点検項目は、ほぼ同じ項目を行います。

大きな違いは、「**生物化学的酸素要求量(BOD)**」の**検査と書類検査**です。

4. 生物化学的酸素要求量(BOD)検査とは？

水中の有機物が微生物の働きで分解されているときに消費される酸素の量で、有機物による水の汚れの指標となります。

数値は、汚れた水ほど大きくなり、きれいな水ほど小さくなります。

採水した水を分析にかけ上記の数値を出し評価する検査です。

5. 検査料金は？

合併処理浄化槽

10人槽以下 5,000円

11人～20人槽 10,000円

6. 11条BOD検査は受けないといけないのか？

浄化槽法で、知事が指定する機関による**検査を受けることが義務付けられています**。
なお、法定検査を受けない場合には、県から指導、勧告等を受ける場合があります。

